

教科用図書検定規則及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第一章 総則</p> <p>（検定の基準）</p> <p>第三条 教科用図書（以下「図書」という。）の検定の基準は、文部科学大臣が別に公示する教科用図書検定基準の定めるところによる。</p> <p>第二章 検定手続</p> <p>（検定の申請）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 教育課程の基準又は教科用図書検定基準（以下この項において「教育課程の基準等」という。）が変更されたときは、検定を経た図書の発行者（当該変更に係る種目の図書を現に発行する者であつて、当該変更後においても引き続き当該種目の図書を発行しようとするものに限る。）は、当該変更の内容その他の事情を勘案して文部科学大臣が特に必要がないと認める場合を除き、文部科学大臣の定めるところにより、当該種目の図書について、当該変更後の教育課程の基準等に基づく検定の申請を行うものとする。</p> <p>第五条 前条第一項又は第三項の申請を行おうとする者は、文部科学大臣が別に定める様式による検定審査申請書に、申請図書及び第十三条に規定する検定審査料を添えて文部科学大臣に提出するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第一章 総則</p> <p>（検定の基準）</p> <p>第三条 教科用図書（以下「図書」という。）の検定の基準は、文部科学大臣が別に公示する教科用図書検定基準の定めるところによる。</p> <p>第二章 検定手続</p> <p>（検定の申請）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>2 （新設）</p> <p>第五条 前条第一項の申請を行おうとする者は、別記様式第一号による検定審査申請書に、申請図書及び第十三条に規定する検定審査料を添えて文部科学大臣に提出するものとする。</p> <p>2 （略）</p>

(不合格理由の事前通知及び反論の聴取)

第八条 (略)

2 前項の通知を受けた者は、通知のあった日の翌日から起算して二十日以内に、文部科学大臣が別に定める様式による反論書を文部科学大臣に提出することができる。

3・4 (略)

(検定意見に対する意見の申立て)

第九条 第七条の検定意見通知を受けた者は、通知のあった日の翌日から起算して二十日以内に、文部科学大臣が別に定める様式による検定意見に対する意見申立書を文部科学大臣に提出することができる。

2 (略)

(修正が行われた申請図書の審査)

第十条 第七条の検定意見通知を受けた者は、文部科学大臣が指示する期間内に、申請図書について検定意見に従って修正した内容を、文部科学大臣が別に定める様式による修正表提出届により、文部科学大臣に提出する。

2・3 (略)

(検定済図書の訂正)

第十四条 検定を経た図書について、誤記、誤植、脱字若しくは誤った事実の記載又は客観的事情の変更に伴い明白に誤りとなった事実の記載があることを発見したときは、発行者は、文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行わなければならない。

2 検定を経た図書について、前項に規定する記載を除くほか、学習を進

(不合格理由の事前通知及び反論の聴取)

第八条 (略)

2 前項の通知を受けた者は、通知のあった日の翌日から起算して二十日以内に、別記様式第二号による反論書を文部科学大臣に提出することができる。

3・4 (略)

(検定意見に対する意見の申立て)

第九条 第七条の検定意見通知を受けた者は、通知のあった日の翌日から起算して二十日以内に、別記様式第三号による検定意見に対する意見申立書を文部科学大臣に提出することができる。

2 (略)

(修正が行われた申請図書の審査)

第十条 第七条の検定意見通知を受けた者は、文部科学大臣が指示する期間内に、申請図書について検定意見に従って修正した内容を、別記様式第四号による修正表提出届により、文部科学大臣に提出する。

2・3 (略)

(検定済図書の訂正)

第十四条 検定を経た図書について、誤記、誤植、脱字若しくは誤った事実の記載又は客観的事情の変更に伴い明白に誤りとなった事実の記載があることを発見したときは、発行者は、文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行わなければならない。

2 検定を経た図書について、前項に規定する記載を除くほか、学習を進

める上に支障となる記載、更新を行うことが適切な事実の記載若しくは統計資料の記載又は変更を行うことが適切な体裁があることを発見したときは、発行者は、文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行うことができる。

3・4 (略)

5] 第三条の規定は、第一項又は第二項の承認について準用する。

(検定済図書の訂正の手続)

第十五条 前条第一項又は第二項の承認を受けようとする者は、文部科学大臣が別に定める様式による訂正申請書に、訂正本一部を添えて文部科学大臣に提出するものとする。

2 前条第三項の届出をしようとする者は、文部科学大臣が別に定める様式による訂正届出書を文部科学大臣に提出するものとする。

3 (略)

第四章 雑則

(見本の提出)

第十七条 第七条又は第十条第二項の規定による検定の通知を受けた者は、文部科学大臣が定める期間内に、図書として完成した見本を作成し、文部科学大臣が別に定める様式による見本提出届に、文部科学大臣が別に定める部数の見本を添えて文部科学大臣に提出するものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

める上に支障となる記載、更新を行うことが適切な事実の記載若しくは統計資料の記載又は変更を行うことが適切な体裁があることを発見したときは、発行者は、文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行うことができる。

3・4 (略)

(新設)

(検定済図書の訂正の手続)

第十五条 前条第一項又は第二項の承認を受けようとする者は、別記様式第五号による訂正申請書に、訂正本一部を添えて文部科学大臣に提出するものとする。

2 前条第三項の届出をしようとする者は、別記様式第六号による訂正届出書を文部科学大臣に提出するものとする。

3 (略)

第四章 雑則

(見本の提出)

第十七条 第七条又は第十条第二項の規定による検定の通知を受けた者は、文部科学大臣が定める期間内に、図書として完成した見本を作成し、別記様式第七号による見本提出届に、文部科学大臣が別に定める部数の見本を添えて文部科学大臣に提出するものとする。

別記様式第1号 (第5条関係) (略)

別記様式第2号 (第8条関係) (略)

別記様式第2号別紙 (略)

別記様式第3号 (第9条関係) (略)

別記様式第3号別紙 (略)

(显 ㉒)	別記様式第 4 号 (第 10 条 関係)	(略)
(显 ㉓)	別記様式第 4 号 別紙	(略)
(显 ㉔)	別記様式第 5 号 (第 15 条 関係)	(略)
(显 ㉕)	別記様式第 5 号 別紙	(略)
(显 ㉖)	別記様式第 6 号 (第 15 条 関係)	(略)
(显 ㉗)	別記様式第 6 号 別紙	(略)
(显 ㉘)	別記様式第 7 号 (第 17 条 関係)	(略)

改正後	改正前
<p>（同一教科用図書の採択の特例）</p> <p>第六条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間についての令第十五条第二項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第三項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合（教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。） 発行が行われないこととなつた教科用図書を採択していた期間</p> <p>二 教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第十二条の規定による再申請（同条に規定する検定審査不合格の決定の通知に係る申請図書について、当該通知を受けた年度の翌年度に行われたものに限る。）により文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなつた教科用図書がある場合 当該再申請が行われた年度に採択された教科用図書を採択していた期間</p> <p>三 採択地区が設定又は変更された場合 採択地区の設定又は変更前に当該地域において採択されていた教科用図書の採択されていた期間</p> <p>四 採択地区内において市（特別区を含む。以下同じ。）町村又は義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。以下この号において同じ</p>	<p>（同一教科用図書の採択の特例）</p> <p>第六条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間についての令第十五条第二項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第三項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合（教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。）</p> <p>（新設）</p> <p>二 採択地区が設定又は変更された場合</p> <p>三 採択地区内において市（特別区を含む。以下同じ。）町村並びに義務教育諸学校</p>

。若しくは法第十三条第三項に規定する学校が設置された場合、市町村又は義務教育諸学校若しくは同項に規定する学校の設置前に当該市町村又は義務教育諸学校若しくは同項に規定する学校が設置された地域の属する採択地区内において採択されていた教科用図書の採択されていた期間

(会社以外の者の資産の範囲)

第九条 令第十六条第一号の規定により会社以外の者について文部科学省令で定める資産の額は、現金、預金、有価証券等の流動資産の額及び土地、建物等の固定資産の額の合計額から負債の額を控除した額とする。

(会社以外の者の資産の額)

第十条 令第十六条第一号の規定により会社以外の者について文部科学省令で定める額は、一千万円とする。

(編集担当者の基準)

第十一条 令第十六条第二号の規定により専ら教科用図書の編集を担当する者について文部科学省令で定める基準は、教科用図書の編集を適切に行い得ると認められる者が五人以上置かれていることとする。

2 (略)

校(公立の義務教育諸学校を除く。以下この号において同じ。)及び法第十三条第三項に規定する学校が設置された場合、

校の設置前に当該市町村又は義務教育諸学校若しくは同項に規定する学校が設置された地域の属する採択地区内において採択されていた教科用図書の採択されていた期間

(会社以外の者の資産の範囲)

第九条 令第十五条第一号の規定により会社以外の者について文部科学省令で定める資産の額は、現金、預金、有価証券等の流動資産の額及び土地、建物等の固定資産の額の合計額から負債の額を控除した額とする。

(会社以外の者の資産の額)

第十条 令第十五条第一号の規定により会社以外の者について文部科学省令で定める額は、一千万円とする。

(編集担当者の基準)

第十一条 令第十五条第二号の規定により専ら教科用図書の編集を担当する者について文部科学省令で定める基準は、教科用図書の編集を適切に行い得ると認められる者が五人以上置かれていることとする。

2 (略)